給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号	

（宛先） 三種町長様 年　月　日	特別徴収義務者 （給与支払者）	フリガナ		個人/法人番号	この届出について応答する係等・担当者
		氏名（名称）			課 係
		フリガナ			TEL（　　）　－
		所在地	〒　－		氏名

給与所得者								
氏名			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
個人番号		（生年月日　年　月　日）	円	月分から　月分から 円	円	年　月　日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5.（　）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（残額を退職者から全額徴収して納入する） 3. 普通徴収（残額を退職者本人が納入する）
現住所	〒　－							

※一括徴収をする場合は、下欄にも記入して下さい。

一括徴収の理由	一括徴収した税額
1. 異動が　年12月31日までで申出があったため（　年　月　日申出） 2. 異動が　年１月１日以降で特別徴収継続の希望がないため	円は 月分で 月　日に 納入します
一括徴収できない理由（１/１から４/３０の間の退職者）	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため、又は未徴収税額より少ないため 2. その他（　）	

１月１日から退職時までの給与・賞与支払額	円	控除社会保険料額	円

※特別徴収を継続する場合のみ、この欄に記入して下さい。

新しい勤務先（転勤先）の名称・所在地	
名称	フリガナ
所在地	フリガナ 〒　－ TEL（　）　－
上記転勤先へ、月割額　円を　月分から徴収するよう連絡済です。	

6月1日から12月31日までの退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるようお願いします。
なお1月1日から4月30日までの間に退職された方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※市町村記入欄		
個人番号		
世帯番号		
新指定番号		
処理	新	旧

●この異動届出書は、異動のあった月の25日までに提出して下さい。